

答申第81号
平成19年3月23日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

保有個人情報の不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年12月4日付け諮問第4号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 異議申立人に係る県立 病院の看護記録（平成17年 月 日）
- 2 異議申立人に係る県立 病院の検査標本、プレパラート等
- 3 異議申立人に係る県立 病院の事故報告書
- 4 異議申立人に係る県立 病院の署名書

答 申

第1 審議会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）の「申立人に係るプレパラート」（以下「本件プレパラート」という。）について、公文書に記録されている個人情報に該当しないため不開示とした決定及び「申立人に係る看護記録」（以下「本件看護記録」という。）申立人に係る事故報告書（以下「本件事務報告書」という。）申立人に係る署名書（以下「本件署名書」という。）について、不存在を理由とした不開示の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件プレパラート、本件看護記録、本件事務報告書及び本件署名書の開示請求に対して、実施機関が平成18年8月9日付けで行った不開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 本件プレパラートについて

ア 公文書に記録されている個人情報に該当しないため不開示とした本件処分は、個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第2条又は第3条に反する処分である。

イ 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条は対象外となる個人情報を定義しておらず、実施機関は法に従うべきである。

ウ 本件プレパラートは申立人にとって最も重要な個人情報が条例で適正な管理がされないままとなる。プレパラートとして保管されている細胞組織は申立人の体の一部であり、患者である申立人のものである。適正な保管がなされないのであれば、返還を求めることもできる。

エ 以上のとおり、実施機関の主張は正当性を欠いた不当な主張である。

(2) 本件看護記録について

なぜ本件看護記録を作成されなかったのか、作成の必要がなかった理由を明確にされなければ、不存在だけでは理解できない。条例第20条に反している。

しかし、実施機関の意見書に記載されているように詳しく理由が示されたなら理解できる。今回のように判りやすい不開示理由を示していただきたい。

(3) 本件事務報告書について

事故報告書がなぜないのか、申立人は事故と思ってその顛末の説明を求めてきましたが、なぜ事故扱いして検討をしないのかも含めて詳しい理由を記載すべきである。存在しないとの理由のみでの処分は条例第20条に反する。

事故報告書が存在しないことは理解したが、不開示決定処分の時に開示請求者が納得できる詳しい理由を示すべきである。

(4) 本件署名書について

大腸内視鏡検査については同意書が必要と考えているが、主治医が求めたか、同意書に署名したかも不明であるので開示請求をした。同意署名が必要であったか否かも含めての理由を記した処分をすべきである。条例第20条に反した処分の取消を求めらる。

不開示決定処分の際に実施機関の意見書のような説明、理由を示すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において主張している内容は、次のように要約される。

1 本件プレパラートについて

(1) 条例第2条第5号によると、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう。

「文書」とは、文字又は文字に代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、ある物体の上に意思等が記載されたものをいい、台帳、カード等を含むものをいう。

「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、具体的には、地図、図面、設計図、ポスター等が該当する。

「写真」とは、物理的・化学的手段により物体をありのままに写しとった像が、紙などに目に見える形で記録されたものをいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、再生機器を用いなければその内容を知覚し得ない磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録されたものが該当する。

(2) 本件プレパラートは、申立人から採集し、薄く切った大腸の細胞組織を、スライドグラスにはりつけ、染色したものを、もう一枚のスライドグラスを樹脂で貼り付けてはさんだ、顕微鏡観察用の標本である。

本件プレパラートは、文書、図画、写真及び電磁的記録のいずれにも該当しないため、「公文書に記録されている個人情報」に該当しない。

(3) なお、本件プレパラートは、平成18年9月7日に申立人に対し、貸し出しを実施している。

2 本件看護記録について

看護記録は、入院時に作成しているものであるが、申立人は、入院をしていないため、申立人に係る看護記録は作成していない。

3 本件事故報告書について

医療事故報告書は、予期せず、死亡、後遺障害、傷害、病状の悪化等の身体的被害等が生じた場合に作成しているものであるが、申立人に係る事案は、尾骨周囲や肛門直腸周囲の軟部組織に異常はなく、さらに尾骨の変形や軟部組織周囲の炎症所見も認められないことから、大腸内視鏡検査により身体的被害等が生じたとは考えられな

ったため、医療事故には該当しないと判断し、事故報告書は作成していない。

4 本件署名書について

内視鏡による「治療」については通常署名書を取得しているが、内視鏡による「検査」については取得していない。

第4 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を審査した結果、次のように判断する。

1 本件プレパラートについて

(1) 条例は、実施機関が取り扱うすべての個人情報を対象として、収集・利用・提供の制限や適正管理等の規律を行っているが、他方において、開示・訂正・利用停止の請求権制度においては、その仕組みを適切に運用するため、文書、図面、写真、電磁的記録に記録されたもの、つまり「公文書」(条例第2条第5号、情報公開条例第1条第2項)に記録されている個人情報(保有個人情報)にその対象を限定している。

(2) プレパラートとは、患者等から採集し、薄く切った細胞組織を、スライドグラスに貼り付け、染色したものを、もう一枚のスライドグラスを樹脂で貼り付けてはさんだ、顕微鏡観察用の標本であり、申立人の個人情報ではあるものの、文書、図面、写真、電磁的記録に記録された個人情報であるということは難しいと考える。

(3) 以上のとおり、本件プレパラートについて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) なお、以上のように、プレパラートについては、条例上の開示請求制度の対象とはならないが、県立 病院では、患者利益を図るサービスの一環として、セカンド・オピニオンのためなど本人からの申し出に応じて、プレパラートやフィルム等の貸与等を行っており、患者本人からみたプレパラートの利用の必要性等に即した対応がとられていると言える。

申立人についても、すでに平成18年9月7日に貸与されているところである。

最近は個人情報保護に関する県民の意識も高まっており、とりわけ医療情報の開示への県民のニーズは大きい。今後は、県立病院においても、プレパラート等について、条例上の開示請求の対象とはならないとしても、それとは別に、貸与等が可能であることを、本人にしていねいに説明し適切に運用されることを期待しておきたい。

2 本件看護記録、本件事務報告書及び本件署名書について

(1) 本件看護記録について

県立 病院において、看護記録は、患者が入院する際に作成されており、入院をしていない申立人に係る看護記録は作成されておらず、存在していないと考えるのが合理的である。

(2) 本件事務報告書について

県立 病院において、事故報告書は、予期せず、死亡、後遺障害、傷害、病状の悪化等の身体的被害等が生じた場合に作成されており、申立人に係る事案につい

ては、医療事故には該当しないと判断されたため事故報告書は作成されておらず、存在していないと考えるのが合理的である。

(3) 本件署名書について

県立 病院において、署名書は、大腸内視鏡による「治療」を行う際に作成され、「検査」を行う際には作成していない。申立人に係る事案については「検査」であったため、署名書は作成されておらず、存在していないと考えるのが合理的である。

(4) 以上のとおり、本件看護記録、本件事故報告書及び本件署名書について、不存在を理由として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) なお、医療情報は、本人の身体等に関する重要な個人情報であり、開示を求める本人の思いは強い。それだけに、本人の求める医療情報が存在しない場合には、本人にとって納得のいく説明が行われることが肝要であると考え。このため、実施機関においては、本人の納得を得ながら不存在の理由を説明する方途につき、今後一層工夫を重ねられることを要望しておきたい。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審議の経過

年 月 日	経 過
18.12.4	・ 諮問書の受領
18.12.21	・ 実施機関の意見の受領
19.1.9	・ 異議申立人の意見書の受領
19.1.30 (第90回審議会)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
19.2.22 (第91回審議会)	・ 審議
19.3.6 (第92回審議会)	・ 審議
19.3.16 (第93回審議会)	・ 審議
19.3.23	・ 答申